

沖縄県青少年保護育成条例第8条に基づく表彰取扱要綱

昭和48年2月26日 制定

改正 昭和57年11月1日、昭和63年11月25日

平成4年6月1日、平成8年9月17日

平成10年4月1日、平成12年10月25日

平成13年4月1日、平成28年2月3日

令和6年9月17日、令和7年9月19日

第1 沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号。以下「条例」という。）

第8条に基づく表彰の運用については、この要綱の定めるところによる。

第2 条例第8条各号に掲げる表彰の対象となる行動又は活動とは、青少年の健全育成に寄与する各種行為のほか、他者や社会のために寄与する奉仕又は模範的な行為をいい、表彰の基準は次のとおりとする。

- (1) 第1号にあつては、次の活動に原則として10年以上従事している成人の個人又は団体で、その功績が特に顕著であると認められるもの
 - ア 青少年をめぐる社会環境の浄化
 - イ 青少年の余暇指導
 - ウ 青少年団体の指導育成
 - エ 働く青少年の指導育成
 - オ 青少年の非行その他の事故防止活動
 - カ その他青少年の健全育成上特にすぐれたもの
- (2) 第2号にあつては、次の行動又は活動を原則として青少年（18歳未満）は、1年以上、青少年団体は5年以上継続して行い他の模範になると認められるものであり、表彰の基準は別表1に定めるところによる。
 - ア 青少年にふさわしい社会貢献活動
 - イ 困っている人への援助・徳行
 - ウ 社会環境の美化等公共への奉仕
 - エ 青少年が主体となって運営されている団体で、かつ、その活動内容が特にすぐれているもの
 - オ その他、他の青少年又は青少年団体の模範になると認められるもの
- (3) 第3号にあつては、関係業者で、原則として次の功績が特に顕著であると認められるもの
 - ア 条例第6条の規定によって推奨した興行及び図書等で特に優良であると認められる

ものを作成し、又は公衆の観覧に供したもの及びこれに関与したもの

イ 業者又は団体で条例第1条の目的に従い、自主規制を設け、原則として1年以上継続して行い、青少年の保護に積極的に努力し、青少年の健全育成に寄与するところ特に大であると認められるもの

2 前項の期間は、原則として推薦のなされた日を基準とする。

3 次の各号の一に該当するものは、原則として表彰しない。

- (1) すでに同一業績によって、この条例又は青少年健全育成の個人と団体の表彰（昭和47年4月27日付廃止）による表彰を受けたもの
- (2) 県内に在住又は在勤しないもの及び団体にあつては、その事務所又は事業所が県内に所在しないもの
- (3) 県内における業績でないもの
- (4) 常勤の公務員で、その職務として行ったもの
- (5) 同一業績で、既に国レベルの表彰を受けたもの
- (6) その他表彰することが不相当とみとめられるもの

第3 表彰は、次の被表彰者に別記様式の表彰状を授与して行う。

- (1) 条例第8条第1号に該当する被表彰者（別記第1号様式）
- (2) 条例第8条第2号に該当する被表彰者（別記第2号様式及び第3号様式）
- (3) 条例第8条第3号に該当する被表彰者（別記第4号様式）

第4 表彰は毎年1回、期日を定めて行うほか、必要あるとき、随時行うものとする。

第5 関係機関・団体長は、本要綱第2に該当すると認められるものがあるときは、別記5号（個人）及び第6号（団体）様式により推薦書を調整して、知事に推薦するものとする。

2 条例第8条第1号について、前項の関係機関・団体長は、原則として次の各号のいずれかに該当するものを推薦するものとする。

- (1) 既に県レベルの関係機関・団体から、1回以上表彰を受けているもの
- (2) 既に市町村レベルの関係機関・団体から、3回以上表彰を受けているもの

第6 関係機関・団体長から推薦のあったときは、こども未来部長のほか、次に掲げる職にある者で構成する青少年健全育成表彰審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て知事が決定する。

- (1) こども未来部こども若者政策課長
- (2) 商工労働部労働政策課長
- (3) 農林水産部営農支援課長
- (4) 教育庁生涯学習振興課長
- (5) 教育庁県立学校教育課長

(6) 教育庁義務教育課長

(7) 警察本部生活安全部少年課長

2 審査会は、こども未来部長が召集する。

3 審査会は、こども未来部長が主宰のもとに行い、こども未来部長が不在のときは、こども若者政策課長が主宰する。

4 会議は、構成員の半数以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、主宰者の決するところによる。

第7 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、昭和48年2月26日から施行する。

附則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和57年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和63年11月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年9月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年10月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年2月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年9月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 9 月 19 日から施行する。

別表 1（第 2 条第 2 号関係）

番号	区分	基準
ア	社会貢献活動	社会福祉に尽くした活動を行っているもの (例) ・ 困窮世帯のこどもへの支援（学習支援等） ・ 社会福祉施設（高齢者施設、障害者施設等）における慰問活動（伝統芸能や舞踊等の披露による交流など）
イ	困っている人への援助・徳行	困りごとを抱える友人又は隣人など特定の人に対する援助 ・ 徳行を行っているもの (例) ・ 不登校児童生徒の継続的な支援 ・ 身近で困っている人（高齢者、子育て世帯等）への継続的な支援
ウ	環境美化	身近な生活環境の美化に尽くした活動を行っているもの (例) ・ 通学路・公園等の清掃美化 ・ 海岸の清掃活動
エ	青少年団体によるすぐれた活動	青少年の健全育成に寄与する団体活動 (例) ・ 非行少年への学習支援や居場所づくり活動
オ	その他	その他、特に顕著な善行と認められるもの (例) ・ 自然災害発生時のボランティア活動